

令和2年度第1回
香美市人・農地プラン作成検討委員会
(事前配布資料)

日時：令和3年3月18日（木）午前10時00分～

場所：香美市立中央公民館 2階会議室

香美市人・農地プラン作成検討委員会次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 実質化された人・農地プランの承認について（明治地区）
- (2) 実質化された人・農地プランの承認について（山田地区）
- (3) 実質化された人・農地プランの承認について（岩村地区）
- (4) 実質化された人・農地プランの承認について（大楠植地区）
- (5) 実質化された人・農地プランの承認について（佐岡地区）
- (6) 実質化された人・農地プランの承認について（片地地区）
- (7) 実質化された人・農地プランの承認について（新改地区）
- (8) 実質化された人・農地プランの承認について（西川地区）

3. その他

香美市人・農地プラン作成検討委員会名簿

	所属	役職等	氏名	備考
1	香美市認定農業者 連絡協議会 高知県指導農業士	会長 —	永森 文英	
2	高知県農業協同組合香美地区も のべ柚子女性俱楽部 高知県農村女性リーダー	代表 —	坂本 由美	
3	高知県農村女性リーダー 香美市認定農業者		村田 裕子	
4	高知県農村女性リーダー		宮地 和美	
5	高知県農村女性リーダー		門脇 輝子	
6	高知県青年農業士 香美市認定農業者		時久 光昭	
7	高知県指導農業士 香美市認定農業者		森田 康裕	
8	谷相集落営農組合	組合長	前田 晴夫	
9	高知県農業東振興センター 農業改良普及課	チーフ (産地育成 第一担当)	伊藤 直	
10	高知県農業協同組合 香美地区 香美営農経済センター 営農指導課	課長 (経営指 導)	西村 尚	
11	香美市農業委員会事務局	次長	和田 小百合	
12	香美市農林課	課長	川島 進	

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン（案）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	明治地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	180.88 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	110.15 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	38.24 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.21 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.21 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.75 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後5年後、10年後において農地の機能が保たれる見通しはあるが、地区内の耕作者が高齢で、新たな担い手の確保が必要。
地区内の中心経営体の多くは個人農家で、営農類型については野菜を中心であり、規模拡大には限界がある。現状は生姜農家が離農等により耕作しなくなった農地を担っている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。
農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。
中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜	0.51 ha	野菜	0.51 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	1.65 ha	野菜・水稻	1.65 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.47 ha	野菜	0.47 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	0.71 ha	野菜・水稻	0.80 ha	明治
認農法	●●●●	野菜	9.13 ha	野菜	9.13 ha	明治
認農	●●●●	野菜	1.16 ha	野菜	1.16 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	1.90 ha	野菜・水稻	2.20 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	1.32 ha	野菜・水稻	1.32 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	2.08 ha	野菜・水稻	2.08 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.30 ha	野菜	0.40 ha	明治
認農	●●●●	水稻	2.81 ha	水稻	3.31 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	0.90 ha	野菜・水稻	2.50 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.53 ha	野菜	0.53 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	1.39 ha	野菜・水稻	1.39 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.82 ha	野菜	0.82 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.61 ha	野菜	0.61 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	0.68 ha	野菜・水稻	0.68 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	0.51 ha	野菜・水稻	0.51 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	0.50 ha	野菜・水稻	0.50 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	0.84 ha	野菜・水稻	1.04 ha	明治

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜・水稻	0.86 ha	野菜・水稻	0.86 ha	明治
認農法	●●●●	野菜	1.81 ha	野菜	2.50 ha	明治
認農	●●●●	野菜	8.45 ha	野菜	9.77 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	1.23 ha	野菜・水稻	1.23 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	1.54 ha	野菜・水稻	1.54 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.60 ha	野菜	0.74 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.53 ha	野菜	0.53 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	0.97 ha	野菜・水稻	0.97 ha	明治
認農	●●●●	野菜	1.32 ha	野菜	1.32 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	1.25 ha	野菜・水稻	1.25 ha	明治
認農	●●●●	果樹・水稻	1.24 ha	果樹・水稻	1.24 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.57 ha	野菜	0.57 ha	明治
認農	●●●●	果樹	1.40 ha	果樹	1.40 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	1.46 ha	野菜・水稻	1.46 ha	明治
認農	●●●●	野菜	1.11 ha	野菜	1.11 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	1.46 ha	野菜・水稻	1.46 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	2.07 ha	野菜・水稻	2.07 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.27 ha	野菜	0.37 ha	明治
認農	●●●●	野菜・水稻	0.99 ha	野菜・水稻	1.06 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.47 ha	野菜	0.47 ha	明治

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜	1.50 ha	野菜	1.50 ha	明治
認農	●●●●	野菜	1.50 ha	野菜	1.94 ha	明治
認農法	●●●●	野菜	0.55 ha	野菜	0.55 ha	明治
認就	●●●●	野菜	0.29 ha	野菜	0.49 ha	明治
認就	●●●●	果樹	0.34 ha	果樹	0.34 ha	明治
認就	●●●●	野菜	0.11 ha	野菜	0.11 ha	明治
認農	●●●●	野菜	0.29 ha	野菜	0.29 ha	明治
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	47人		63.00 ha		68.75 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機関を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。
農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。
農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。
災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。

実質化された人・農地プラン（案）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	山田地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	117.34	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	66.34	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	37.80	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.44	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.00	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.16	ha
(備考)		

2 対象地区的課題

今後5年後、10年後において農地の機能が保たれる見通はあるが、未回収の方の意向が確認できていないので良好とはいえない。
耕作者が高齢だとはいえないが、平均年齢が高いので新たな担い手（若手）の確保が必要。
野菜農家を中心で、規模拡大には限界がある。
耕作条件がいいので借り手（担い手）の把握により、集積は進む。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。
農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。
中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。
条件の良好な農地は、適切な情報発信により借り手を確保できるので、農地の状況を徹底して周知する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	酪農	- ha	酪農	- ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.27 ha	野菜	0.27 ha	山田
認農	●●●●	水稲	3.31 ha	水稲	3.31 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.35 ha	野菜	0.35 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稻	1.46 ha	野菜・水稻	1.46 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稻	1.40 ha	野菜・水稻	1.40 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.80 ha	野菜	0.80 ha	山田
認農	●●●●	野菜	2.04 ha	野菜	2.04 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稻	0.44 ha	野菜・水稻	0.85 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.48 ha	野菜	0.48 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.88 ha	野菜	0.88 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.43 ha	野菜	0.43 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稻	0.90 ha	野菜・水稻	0.90 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.80 ha	野菜	0.80 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稻	1.26 ha	野菜・水稻	1.26 ha	山田
認農	●●●●	野菜・水稻	1.57 ha	野菜・水稻	1.67 ha	山田
認農	●●●●	野菜	0.13 ha	野菜	0.13 ha	山田
認農	●●●●	野菜	2.13 ha	野菜	2.13 ha	山田
認農	●●●●	水稻	1.45 ha	水稻	1.45 ha	山田
認就	●●●●	野菜	0.20 ha	野菜	0.20 ha	山田

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	當農範開
認就	●●●●	野菜	0.76 ha	野菜	0.76 ha	山田
認就	●●●●	野菜	0.25 ha	野菜	0.90 ha	山田
認就	●●●●	野菜	0.39 ha	野菜	0.39 ha	山田
認農	●●●●	水稻	0.19 ha	水稻	0.19 ha	山田
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	24人		21.89 ha		23.05 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機関を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。
農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。
農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、日撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。
災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン（案）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	岩村地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	105.31 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	61.84 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	31.51 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.27 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.43 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.62 ha
(備考)	

2 対象地区的課題

今後5年後、10年後において農地の機能が保たれる見通しはあるが、地区内の耕作者が高齢で、新たな担い手の確保が必要。
岩村地区の耕作品目の多くは水稻であるが、今後も単価安が続くと離農していく恐れがあり、限界時の担い手の確保が懸念される。
神通寺の農道が狭く、農地の有効利用の条件が悪い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。
農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。
中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜・水稻	0.79 ha	野菜・水稻	0.88 ha	岩村
認農	●●●●	野菜・水稻	1.21 ha	野菜・水稻	1.23 ha	岩村
認農	●●●●	野菜・水稻	1.23 ha	野菜・水稻	1.23 ha	岩村
認農	●●●●	水稻	4.86 ha	水稻	5.36 ha	岩村
認農	●●●●	野菜・水稻	0.92 ha	野菜・水稻	0.92 ha	岩村
認農	●●●●	野菜	1.10 ha	野菜	1.10 ha	岩村
認農	●●●●	野菜	1.17 ha	野菜	1.35 ha	岩村
認農	●●●●	野菜・水稻	2.38 ha	野菜・水稻	2.38 ha	岩村
認農	●●●●	野菜・水稻	1.36 ha	野菜・水稻	1.36 ha	岩村
認農	●●●●	野菜	0.65 ha	野菜	0.65 ha	岩村
認農	●●●●	野菜	0.30 ha	野菜	0.53 ha	岩村
認農	●●●●	野菜・水稻	0.18 ha	野菜・水稻	0.18 ha	岩村
認農	●●●●	野菜	2.03 ha	野菜	2.63 ha	岩村
認農	●●●●	野菜	0.35 ha	野菜	0.35 ha	岩村
認農	●●●●	野菜	0.33 ha	野菜	0.33 ha	岩村
認農	●●●●	水稻	0.74 ha	水稻	0.74 ha	岩村
認農	●●●●	水稻	0.36 ha	水稻	0.36 ha	岩村
			ha		ha	
			ha		ha	
計	17人		19.96 ha		21.58 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機関を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。
農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。
農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、日撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン（案）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	大楠植地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	152.85 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	85.34 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	49.02 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.33 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.28 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.65 ha
(備考)	

2 対象地区的課題

楠川東地区については担い手はいるが、専業農家がおらず中心経営体がない。 楠川西地区及び植地区については、圃場整備されている農地を中心に、今後の10年は農地としての機能は保てるが、その先の後継者がいない。 大法寺地区については、農地維持以前に地域の存続が危ぶまれる。 地域全体で新たな担い手（若手）の確保が必要。 鳥獣被害が年々多くなっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。 農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。 中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜・水稻	0.96 ha	野菜・水稻	0.96 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜・水稻	1.65 ha	野菜・水稻	1.65 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜・水稻	3.11 ha	野菜・水稻	3.61 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜	1.63 ha	野菜	1.63 ha	大楠植
認農法	●●●●	野菜	0.52 ha	野菜	0.52 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜	0.17 ha	野菜	0.17 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜・水稻	1.01 ha	野菜・水稻	1.01 ha	大楠植
認農	●●●●	花木	0.33 ha	花木	0.33 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜・水稻	0.79 ha	野菜・水稻	0.79 ha	大楠植
認農法	●●●●	養牛	- ha	養牛	- ha	大楠植
認農	●●●●	野菜	2.38 ha	野菜	2.38 ha	大楠植
認農	●●●●	果樹・水稻	0.53 ha	果樹・水稻	0.53 ha	大楠植
認農	●●●●	果樹・水稻	1.61 ha	果樹・水稻	1.61 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜・水稻	1.31 ha	野菜・水稻	1.31 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜・水稻	1.93 ha	野菜・水稻	1.93 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜・水稻	0.92 ha	野菜・水稻	0.92 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜・水稻	1.29 ha	野菜・水稻	1.44 ha	大楠植
認農	●●●●	野菜・水稻	1.51 ha	野菜・水稻	1.51 ha	大楠植
認農法	●●●●	野菜	0.57 ha	野菜	0.57 ha	大楠植
認農	●●●●	酪農	- ha	酪農	- ha	大楠植

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
			ha		ha	
	:		ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	20人		22.22 ha		22.87 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。
農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。
農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。
災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン（案）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	佐岡地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	172.60	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	95.11	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	53.75	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	32.69	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.63	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.83	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

今後、地区内では圃場整備されている佐野地区のみが有望で、現状はしうが農家が何とか耕作はしているが扱い手はない。
佐野地区以外の地域は、耕作条件が悪く経営が成り立たないので、中心経営体がない。
地域全体の扱い手は高齢で、後継者がいない。
中山間集落協定に入っている農地のみが、5年後農地として機能が見込め、入っていない農地については、農地としての機能が維持できない。
扱い手はおらず、インフラ・ライフラインの整備状況が悪く営農は難しい。
鳥獣被害が年々多くなっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引き続き、中山間集落協定による農地の維持管理を継続していく。
農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。
中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる扱い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		經營作物	經營面積	經營作物	經營面積	當農範囲
認農	●●●●	花木・野菜・水稻	1.70 ha	花木・野菜・水稻	1.85 ha	佐岡
認農	●●●●	野菜	1.64 ha	野菜	1.64 ha	佐岡
認農	●●●●	野菜・水稻	1.72 ha	野菜・水稻	1.72 ha	佐岡
認農法	●●●●	養牛	- ha	養牛	- ha	佐岡
認農	●●●●	野菜	0.65 ha	野菜	1.33 ha	佐岡
認農	●●●●	野菜・水稻・果樹	0.61 ha	野菜・水稻・果樹	0.61 ha	佐岡
認農	●●●●	野菜	0.58 ha	野菜	0.58 ha	佐岡
認農	●●●●	野菜	1.50 ha	野菜	1.50 ha	佐岡
認農	●●●●	野菜	0.42 ha	野菜	0.42 ha	佐岡
認農法	●●●●	野菜	1.88 ha	野菜	1.88 ha	佐岡
認農	●●●●	水稻	0.32 ha	水稻	0.32 ha	佐岡
認農法	●●●●	水稻	0.70 ha	水稻	0.70 ha	佐岡
認就	●●●●	野菜	0.32 ha	野菜	0.32 ha	佐岡
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	13人		12.04 ha		12.87 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機関を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。
農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。
農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、日撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。
災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン（案）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	片地地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	280.12 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	170.23 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	109.48 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	60.26 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.08 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.95 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

しばらくは、法人の認定農業者（集落営農組織でもある）により、農地の集積は期待できるが、一部地域については、中山間集落協定により、何とか農地の機能を維持している状況である。
耕作者の高齢化と、後継者未定の農地が多い。
新たな担い手の確保が必要。
鳥獣被害が年々多くなっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区的農地利用は、法人の認定農業者中心となり農地の集積・集約化に努める。
引き続き、中山間集落協定による農地の維持管理を継続していく。
認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。
農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。
中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。
圃場整備をされていない農地については、現状の品目にかわる品目の研究をし、高収益作物への転換を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		經營作物	經營面積	經營作物	經營面積	當農範囲
認農	●●●●	野菜	0.87 ha	野菜	1.00 ha	片地
認農	●●●●	野菜	1.09 ha	野菜	1.40 ha	片地
認農	●●●●	野菜・水稻	1.73 ha	野菜・水稻	1.73 ha	片地
認農法	●●●●	野菜	4.09 ha	野菜	4.09 ha	片地
認農	●●●●	野菜	1.34 ha	野菜	1.34 ha	片地
認農	●●●●	野菜	0.79 ha	野菜	0.79 ha	片地
認農	●●●●	野菜	1.90 ha	野菜	1.90 ha	片地
認農	●●●●	野菜・水稻	2.05 ha	野菜・水稻	2.05 ha	片地
認農	●●●●	野菜	0.32 ha	野菜	0.42 ha	片地
認農	●●●●	野菜	0.28 ha	野菜	0.28 ha	片地
認農	●●●●	野菜・水稻	0.67 ha	野菜・水稻	0.75 ha	片地
認農	●●●●	野菜・水稻	0.23 ha	野菜・水稻	0.23 ha	片地
認農	●●●●	苗木	1.75 ha	苗木	1.75 ha	片地
認農	●●●●	野菜	0.53 ha	野菜	1.03 ha	片地
認農	●●●●	水稻・野菜	2.92 ha	水稻・野菜	3.30 ha	片地
認農	●●●●	野菜	0.40 ha	野菜	0.40 ha	片地
認農	●●●●	野菜	0.77 ha	野菜	0.77 ha	片地
認農	●●●●	野菜	0.88 ha	野菜	0.88 ha	片地
認農	●●●●	果樹	0.75 ha	果樹	0.75 ha	片地
認農	●●●●	野菜・水稻	3.11 ha	野菜・水稻	3.36 ha	片地

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜・水稻	1.69 ha	野菜・水稻	1.69 ha	片地
認農	●●●●	野菜・水稻	1.57 ha	野菜・水稻	1.57 ha	片地
認農	●●●●	野菜・水稻・果樹	1.13 ha	野菜・水稻・果樹	1.13 ha	片地
認農	●●●●	野菜	0.56 ha	野菜	0.56 ha	片地
認農	●●●●	野菜・水稻	1.07 ha	野菜・水稻	1.07 ha	片地
認農	●●●●	野菜	1.67 ha	野菜	1.87 ha	片地
認農	●●●●	野菜・水稻	0.70 ha	野菜・水稻	0.70 ha	片地
認農法	●●●●	野菜・水稻	5.86 ha	野菜・水稻	6.86 ha	片地
認農	●●●●	野菜	0.06 ha	野菜	0.06 ha	片地
認就	●●●●	野菜	0.14 ha	野菜	0.14 ha	片地
認就	●●●●	野菜	0.19 ha	野菜	0.19 ha	片地
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	31人		41.11 ha		44.06 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。
農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。
農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、日撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。
災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。
基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農業集積・集約化を図るため、杉田地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン（案）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	新改地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	214.79 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	121.69 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	69.00 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	36.48 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.46 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受けける意向のある耕作面積の合計	1.57 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

須江地区については、今後の10年は農地としての機能は保てるが、その先は不明。
久次及び上改田地区及び新改地区についても同上。
その他の地区については、中山間集落協定により農地の機能を維持、5年後が心配。
地域全体で新たな担い手（若手）の確保が必要。
鳥獣被害やジャンボタニシによる被害が年々多くなっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

法人の中心経営体集落営農の検討が必要。 認定新規就農者の受け入れを促進し世代交代の加速化で対応していく。 農業委員、農地利活用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。 中心経営体が引き受けける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		經營作物	經營面積	經營作物	經營面積	當農範囲
認農	●●●●	野菜・水稻	1.14 ha	野菜・水稻	1.14 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	11.65 ha	野菜・水稻	12.15 ha	新改
認農	●●●●	野菜	0.29 ha	野菜	0.41 ha	新改
認農	●●●●	野菜	0.51 ha	野菜	0.51 ha	新改
認農	●●●●	野菜	0.20 ha	野菜	0.60 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	2.02 ha	野菜・水稻	2.02 ha	新改
認農法	●●●●	野菜	1.53 ha	野菜	1.53 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	1.69 ha	野菜・水稻	1.69 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	1.13 ha	野菜・水稻	1.13 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	0.56 ha	野菜・水稻	0.56 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	1.40 ha	野菜・水稻	1.40 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	1.01 ha	野菜・水稻	1.01 ha	新改
認農	●●●●	野菜	0.94 ha	野菜	0.94 ha	新改
認農	●●●●	水稻	0.54 ha	水稻	0.54 ha	新改
認農	●●●●	野菜	2.13 ha	野菜	2.13 ha	新改
認就	●●●●	野菜	0.10 ha	野菜	0.30 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	3.18 ha	野菜・水稻	3.53 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	0.74 ha	野菜・水稻	0.74 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	3.40 ha	野菜・水稻	3.40 ha	新改
認農	●●●●	酪農	- ha	酪農	- ha	新改

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜	0.10 ha	野菜	0.10 ha	新改
認農	●●●●	野菜	1.67 ha	野菜	1.67 ha	新改
認農	●●●●	野菜	0.69 ha	野菜	0.69 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	1.11 ha	野菜・水稻	1.11 ha	新改
認農	●●●●	野菜・水稻	1.69 ha	野菜・水稻	1.69 ha	新改
認農法	●●●●	野菜	1.55 ha	野菜	1.55 ha	新改
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	26人		40.97 ha		42.54 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。
農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。
農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン（案）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
香美市	西川地区	令和 年 月 日	令和 年 月 日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	42.84 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	24.25 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.61 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.06 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.57 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha
(備考)	

2 対象地区的課題

地区全体で、耕作者の高齢化と若い担い手（後継者不足）の確保 圃場整備をしておらず、耕作条件が悪く経営が成り立たないので、中心経営体がない。 中山間集落協定に入っている農地のみが、5年後農地として機能が見込め、入っていない農地については、農地としての機能が維持できない。 担い手はおらず、インフラ・ライフラインの整備状況が悪く営農は難しい。 生活するのに利便性が悪い。（医療、買い物等） 山間部であるため、施設園芸は難しい。 鳥獣被害が年々多くなっている。 以前は柚子農家が耕作放棄地を担ってくれたが、条件のいい圃場に流れだした。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引き続き、中山間集落協定による農地の維持管理を継続していく。 農業委員、農地利用最適化推進委員と連携して、引き続き農地の意向を把握し、農地の利用調整を図る。 中心経営体が引き受ける意向の農地については、集積を進め、中心経営体になりうる担い手の育成または他地域からの受け入れなどにより、新たな中心経営体による集約を図る。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	営農範囲
認農	●●●●	野菜	0.69 ha	野菜	0.69 ha	西川
認農	●●●●	果樹	0.44 ha	果樹	0.44 ha	西川
認農	●●●●	果樹	0.40 ha	果樹	0.40 ha	西川
認農	●●●●	水稻	1.14 ha	水稻	1.14 ha	西川
認農	●●●●	果樹	0.99 ha	果樹	0.99 ha	西川
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	5人		3.66 ha		3.66 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載）

農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への集積ができるよう、機構を通じて中心経営体や新たな担い手への貸付けを進めていく。
農地の貸付けなどの意向 高齢化や後継者不足等で離農せざるをえない場合に、農地の貸し手となる農業者に対して、関係機関と連携・協力して、中心経営体や新たな担い手への集積へと調整を図る。
農業経営への取組方針 農業経営の安定化を図るため、各種補助事業等を活用しながら支援していく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣により被害があった際は、農林課総務班と連携して鳥獣害対策（必要に応じ侵入防止柵や檻及び罠の設置、目撃・被害発生場所等の情報把握）に取り組む。
災害対策の取組方針 被害防止のため、圃場・水路の定期的なパトロールや気象情報の確認などに取り組む。